

(様式2)

## 一般廃棄物収集運搬業務委託に関する契約書(案)

奈良県中央卸売市場清掃組合(以下、「甲」という。)と、(以下、「乙」という。)は、奈良県中央卸売市場(以下、「市場」という。)の事業活動等に伴い発生する一般廃棄物の収集運搬業務委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲と乙は、一般廃棄物を適正に処理することを目的として、その収集運搬業務委託について契約を締結する。

(委託業務の内容)

第2条 甲は乙に一般廃棄物の収集運搬業務を委託するものとする。

(委託料)

第3条 委託料は、大和郡山市の処理手数料を含み、収集運搬する一般廃棄物1キログラムあたり〇〇.〇円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(収集運搬)

第5条 乙は、契約期間中の市場の開場日において、市場内の廃棄物集積所(以下、「廃棄物集積所」という。)に集積された一般廃棄物を収集し、大和郡山市が一般廃棄物を持ち込む場所として指定した場所(以下、「大和郡山市清掃センター」という。)まで、直接、運搬するものとする。

(請求書の提出)

第6条 乙は、大和郡山市清掃センターで計量された一般廃棄物の重量を一月ごとに集計して得られた値に第3条の委託料を乗じ、これに消費税及び地方消費税を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を算出し、毎月5日までに甲に請求するものとする。

請求書を甲へ提出する際には、大和郡山市が発行した計量票兼廃棄物処理手数料納入通知書を添付するものとする。

(委託料の支払)

第7条 甲は、前条の請求に係る委託料を、請求のあった月の月末までに乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 前項の振り込みに要する手数料は、乙の負担とする。

3 大和郡山市清掃センターで計量された一般廃棄物の重量が、甲から廃棄物集積所の管理業務受託した事業者により廃棄物集積所で計量された重量を大きく上回る場合は、甲は乙からその原因について説明を求め、合理的な説明がなされるまでの間、委託料を支払わないことができる。

(共積みの禁止)

第8条 乙は、廃棄物集積所で収集した一般廃棄物を運搬する際には、市場外の場所で収集した廃棄物等を共積みして運搬してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約に定める業務を第三者に委託してはならない。

(法令の遵守)

第10条 甲及び乙は、この契約を履行するに当たり、この契約に定める事項のほか「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)等の法令を遵守するものとする。

(機密の保持)

第11条 甲及び乙は、この契約の履行に関連して知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。ただし、文書により相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(委託料の変更)

第12条 甲又は乙は、この契約締結後において発生した経済状況の著しい変化等に伴い、第3条に定める委託料の額が不利となった場合は、当該委託料の見直しを相手方に申し出ることができるものとする。

2 前項の申し出は書面により行うものとし、不利である状況を客観的に把握することができる説明資料を添付するものとする。

3 甲又は乙は、相手方の申し出の内容を検討し妥当であると判断したときは、委託料の変更に応じるものとする。

(仕様書の遵守)

第13条 この契約を履行するにあたっては、この契約の条項のほか別添「仕様書」に定める事項を遵守するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、解除日の1ヶ月前までに相手方に書面で通告しなければならない。

2 甲は、乙が次の条項に該当するときは、前項に関わらず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 甲が契約の締結時に提出を求めた書類を提出しないとき。

(2) この契約に定める条項に違反したとき。

(3) 次の①～⑥の事項に該当したとき。

①役員等が暴力団員であると認められるとき。

②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3 乙は、前項により契約が解除された場合、委託料に年間の予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

ただし、天変地異、同盟罷業、その他不可抗力の理由により、この契約の履行が不可能になり、契約が解除された場合は、違約金を支払う必要はないものとする。

(疑義等の決定)

第15条 甲及び乙は、公序良俗に反しないよう本契約を履行するものとし、この契約に関し疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 奈良県大和郡山市筒井町957-1  
奈良県中央卸売市場清掃組合  
組合長 川井 純司

乙：